



令和6年5月27日
北九州市環境局

報道機関各位

「北九州市環境基本計画（改定案）」に対する意見募集について

北九州市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(北九州市環境基本計画)を平成19年10月に策定後、2度の改定を行い、「世界の環境首都」の実現に向け、市民、団体、企業、研究機関、行政等が一丸となった取組を進めてきました。

現行の北九州市環境基本計画の期間が終了するにあたり、市民の安全で快適な生活環境を確保しつつ、これらの社会動向の変化や新たな課題に対応し、持続可能な社会を実現するため、計画の改定が必要であると考えています。

つきましては、北九州市環境基本計画の見直しを行いますので、その内容を市民の皆様公表するとともに、ご意見を募集します。

記

1 募集期間

令和6年5月27日（月）から同年6月26日（水）まで

2 募集要領及び改提案

別紙のとおり（各区役所・出張所等で配布）

3 意見提出方法

住所、氏名、意見を記入の上、①電子メール、②郵送、③FAX、④指定場所への持参のいずれかの方法で提出

【問い合わせ先】

環境局総務課

総務課長：山根、政策係長：平井

TEL：093-582-2173

「北九州市環境基本計画(改定案)」に対する意見募集について

北九州市では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成19年10月に北九州市環境基本計画(以下、計画)を策定しました。

これまでに2度の改定を行い、市民、団体、企業、研究機関、行政等が一丸となり、「世界の環境首都」の実現に向けた取組を進めてきました。

現行の計画の期間終了にあたり、市民の安全で快適な生活環境を確保しつつ、近年の社会動向の変化や新たな課題に対応し、持続可能な社会を実現するため、現在、計画の改定に取り組んでいるところです。

計画の改定にあたりましては、

- ・ 平成16年度にとりまとめ、これまでの計画においても継承し、環境政策の中心に据えられてきた「環境首都グランド・デザイン」の基本理念を今回も継承すること
- ・ 市民の皆様にも手に取ってご覧いただけるよう、理念、方向性はしっかりと示しつつ、シンプルでわかりやすいものとする
- ・ 環境政策は、いまや環境、経済、社会を統合的に向上させるための極めて重要な政策であることを踏まえ、環境の新しい価値や環境ビジネスの可能性など、環境分野の将来像をお示しすることで、北九州市の未来を発信すること

などを基本的な方針とし、北九州市環境審議会において審議を重ねてまいりました。

今回、計画の改定案を取りまとめましたので、その内容を市民の皆様にご公表するとともに、ご意見を募集します。

【意見募集要領】

1 意見募集期間 令和6年5月27日(月)から令和6年6月26日(水)まで

2 配布・閲覧場所

- ・ 環境局総務課(市役所本庁舎 10 階)
- ・ 総務市民局市民部広聴課(市役所本庁舎 1 階)
- ・ 各区役所総務企画課・出張所
- ・ 北九州市役所 HP (http://www.city.kitakyushu.lg.jp/shisei/menu01_0455.html)

3 意見提出方法 次のいずれかの方法で提出してください。

(1)電子メール アドレス(kan-soumu@city.kitakyushu.lg.jp)

(2)郵 送 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1
北九州市環境局総務課あて

(3)ファクシミリ FAX 093-582-2196(環境局総務課あて)

(4)窓口への持参 ・環境局総務課(市役所本庁舎10階)
・総務市民局市民部広聴課(市役所本庁舎 1 階)
・各区役所総務企画課

4 意見提出用紙様式

様式は自由です。(別紙意見提出用紙をそのまま使っていただいて構いません。)

「北九州市環境基本計画（改定案）」への意見提出用紙

- この様式は参考ですが、このまま使っていただいても構いません。
- 住所、氏名をお書きください。
- 日本語でお書きください。
- いただいた意見は、住所、氏名を除き公開されることがあります。
- いただいた意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

■ご意見

■氏名（団体名、法人名）	■住所（ - ）

■意見募集期間・・・・・・令和6年5月27日（月）～令和6年6月26日（水）

■問い合わせ先・・・・・・〒803-8501 北九州市小倉北区内1-1
北九州市環境局総務課
電話093-582-2173 FAX093-582-2196
電子メールアドレス kan-soumu@city.kitakyushu.lg.jp

北九州市環境基本計画

(改定案)

パブリックコメント用

令和6年(2024年)5月

北九州市環境審議会

1 計画の位置づけ

(1) 法令等との関係

本計画は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北九州市環境基本条例第8条に基づき策定するものです。

(2) 計画の期間

令和6年度(2024年度)から令和12年度(2030年度)までの7年間とします。

(3) 計画の対象地域

本計画が対象とする地域は、基本的には北九州市の行政区とします。

(4) 計画の対象となる者

本計画の対象となる者は、市民、事業者、NPO等の団体、学校、行政等、北九州市に関わるあらゆる主体とします。

(5) 関連する計画など

- ・ 北九州市基本構想・基本計画
- ・ 北九州市都市計画マスタープラン
- ・ 北九州市地球温暖化対策実行計画
- ・ 北九州市グリーン成長戦略
- ・ 北九州市環境首都総合交通戦略
- ・ 北九州市循環型社会形成推進基本計画
- ・ 北九州市生物多様性戦略
- ・ 北九州市緑の基本計画
- ・ 北九州市環境配慮指針 ほか

(6) 計画の点検・評価

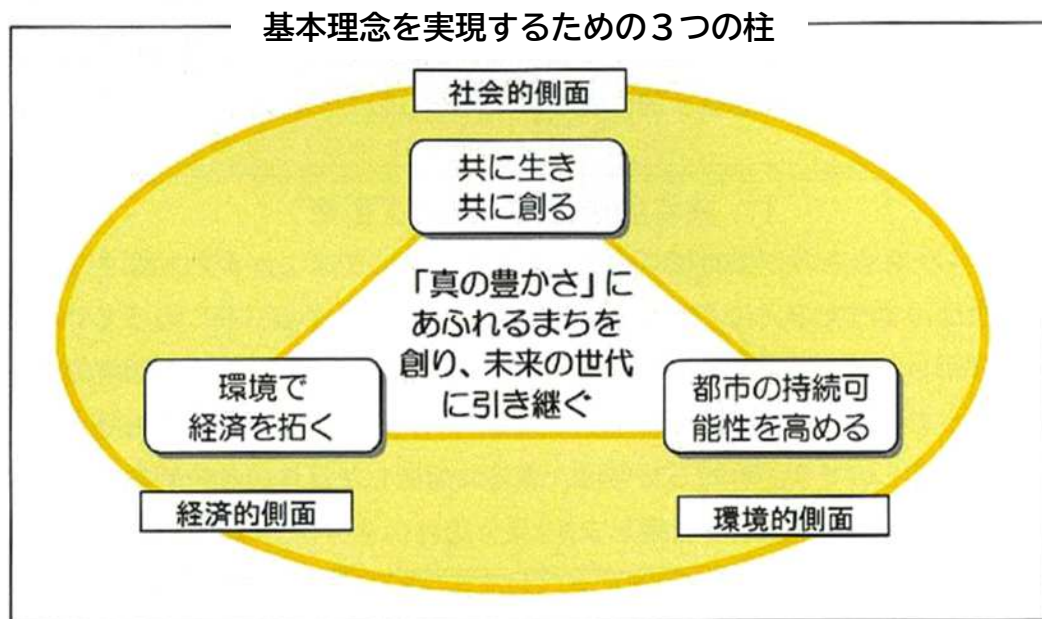
本計画に基づく取組により、どの程度成果が上がっているのか、指標に基づいて点検・評価を行います。また、点検・評価は、北九州市環境審議会に報告し、その意見を踏まえ、取組の改善を図ります。

2 環境基本計画の目指すもの

(1) 基本理念

本計画は、「環境首都グランド・デザイン^{※1}」の基本理念及び基本理念を実現するための3つの柱を継承するとともに、北九州市基本構想に掲げる『つながりと情熱と技術で、「一步先の価値観」を体現するグローバル挑戦都市・北九州市』を目指します。

基本理念：「真の豊かさ」にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ



基本理念を実現するための3つの柱は、環境問題が経済活動や社会活動と深く結びついていることを踏まえ、環境的側面・社会的側面・経済的側面を総合的に捉え、設定されたものです。

こうした考え方は、SDGsの内容を先取りしたものであり、今日ますます重要になっていることから、本計画では、これを引き続き基本理念として設定し、北九州市基本計画の3つの重点目標である「稼げるまち」、「彩りあるまち」、「安らぐまち」を実現します。

(2) SDGs実現に向けた取組

SDGsは、「世界中の誰一人取り残されない」をキーワードとして、先進国を含む全ての国々が、全ての関係者と協調的なパートナーシップの下で行動することを求めたものです。

本計画は、SDGsの17のゴールのうち、13のゴールと密接に関係した計画であり、SDGsの考え方に基づき進めていきます。

3 本計画の特徴

北九州市では、北九州市基本構想で掲げるように、「まちの成長」と「市民の幸福」の好循環をつくっていくことを目指しています。

そこで、本計画では、環境やものづくりの強みを生かした Green×Tech(環境×技術)による持続可能な社会の実現や環境と経済の両立を目指した循環経済(サーキュラーエコノミー)^{※2}の推進など、まち全体の魅力の向上につながる取組を進め、新たな環境ビジネスの創出や若者の就労・定住を促進し、「まちの成長」に貢献します。

また、諸施策との連携を図りつつ、自然の豊かさや持続可能なライフスタイル^{※3}、ウォーカブルなまち^{※4}など、これからの環境価値の実現に取り組むことで、環境面、経済面、社会面からより良い社会を創出し、Well-being^{※5}の向上を目指します。

【特徴的な取組】

(1) 北九州グリーンインパクト

環境と経済の好循環によるグリーン成長を目指し、風力発電関連産業の総合拠点形成、水素の供給・利活用拠点化などに取り組めます。

また、社会課題に対応した新たなリサイクル事業の創出など、持続可能な形で資源を利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)を推進します。

こうした取組により、グリーン産業の更なる集積を図るとともに、再生可能エネルギーやリサイクル機能など様々な環境価値を提供することによって市内企業の国際競争力の強化などを図る「北九州グリーンインパクト」を推進します(後述の「政策目標Ⅰ 脱炭素社会の実現」、「政策目標Ⅱ 循環経済システムの構築」と関連)。

(2) アジア・グリーン共創ハブ

国際技術協力や政策交流を通じて培ってきたアジア地域とのネットワークを活かし、企業による環境・上下水道分野のインフラ輸出やスタートアップの海外展開の支援、国内外の様々なステークホルダーとビジネス面での接点を増やす取組を行い、国内関連企業の本市への集積、海外からの投資を呼び込むことで、環境国際ビジネスの拠点となる「アジア・グリーン共創ハブ」を推進します(後述の「政策目標Ⅳ 環境国際ビジネス拠点化の推進」と関連)。

(3) ネイチャーポジティブ

北九州市の自然の特徴や見どころ等を分かりやすく発信することで、市民が自然にアクセスする機会を増やし、北九州市の自然を楽しんでもらうとともに、自然の回復を目指す「ネイチャーポジティブ」に対する理解を深めてもらう取組を行います(後述の「政策目標Ⅲ 生物多様性と環境保全の推進」と関連)。

(4) 快適で美しいまちづくり

市民をはじめ、観光客など北九州市にかかわるすべての人が、日常の街並みを美しいと感じ、ウォーカブルなまちを目指し、「快適で美しいまちづくり」を推進します。(後述の「市民の力でまちの環境力を高める」と関連)。

4 政策目標を下支えする取組

～「市民^{※6}の力でまちの環境力を高める」～

本計画の基本理念「『真の豊かさ』にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」の実現に向け、市民、事業者、NPOなどの団体、学校、行政などあらゆる主体が、環境に貢献する誇りと自信を持って、それぞれの分野を超えて自ら政策目標の達成に参画して取り組み、まちの環境力を高めることで、『世界の環境首都』を目指します。

○基本施策

(1) 環境活動と地域活性化の好循環

市域において、快適な環境の維持・創出を図るため、まち美化や自然環境の保全など、市民、事業者、団体等の活動を支援します。事業分野では、省エネやリサイクルの促進、再生可能エネルギーや再生資源の利用など、事業者の主体的な取組を促します。これらの取組を通じて、環境活動と地域活性化の好循環に繋がります。

(2) 優れた環境人材の育成

幼児期から学校、家庭、地域など様々な機会や場で、脱炭素やごみの減量、自然や生き物との共生などをテーマとした環境学習や自然体験を推進するとともに、事業分野においても、次世代を担う環境人材の育成に取り組み、多様な世代や主体において環境意識を高め、自ら様々な環境活動に取り組む社会を創出します。

(3) 環境国際協力・環境ビジネス等を通じたアジア地域への貢献

長年にわたる海外からの研修生の受け入れや技術者の派遣等を通じて培われてきた国際的なネットワーク、市民や企業等に根づく国際協力のマインドなどを背景に、環境・水ビジネスを展開し、アジア地域への貢献を高めていきます。

(4) 環境に配慮した行動の推進

気候変動問題、資源の循環、生物多様性の回復など、現在の環境問題の解決には、市民、事業者等の一人一人の行動変容が重要となっています。時代の変化に柔軟に対応し、市民をはじめとするあらゆる主体の参画を図るため、電子ポイントの付与や国の情報発信等も活用し、SNS、イベントなど様々な方法で、各主体の行動変容を促していきます。

<環境に配慮した行動の例> 日常生活の様々な行動が環境問題解決の第一歩

・脱炭素の分野では、

クールビズ・ウォームビズ、節電・節水、電灯のLED化、宅配便は一度で受け取り、ノーマイカーの推進(公共交通機関や自転車利用)、省エネ家電・次世代自動車の選択、太陽光発電など再生可能エネルギーの利用、断熱リフォームの実施、など

・3R(リデュース、リユース、リサイクル)の分野では、

かん・びん・プラスチックなどを分別してごみの減量化、エコバッグの利用、マイボトルの利用、量り売りの奨励、古着のリユース、地元産食材の選択、食品の食べ切りや食材の使い切りなど

5 政策目標の設定

本計画では、重点的に取り組む4つの政策目標を設定します。

各政策目標は、相互に関連付けて取り組み、地域の資源を活かして、環境・経済・社会の多様な課題の同時解決を目指します。

政策目標Ⅰ 脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現

気候変動は、異常気象による災害や生物多様性への影響、健康リスクなど、様々な問題を引き起こすことから、社会全体で温室効果ガスの排出削減に取り組む必要があります。

北九州市では、洋上風力発電等によるエネルギーの脱炭素化や、イノベーションの推進、脱炭素型ライフスタイルの推進など、脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現に取り組めます。

政策目標Ⅱ 循環経済(サーキュラーエコノミー)システムの構築

資源を大量に消費する経済社会の活動は、気候変動問題をはじめとして、天然資源の枯渇や生態系の破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

北九州市では、ごみの減量リサイクルに徹底して取り組むとともに、本市の強みであり、日本最大級のリサイクル産業の集積地である北九州エコタウンを活かし、廃棄物を資源として再利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)を推進します。

政策目標Ⅲ 生物多様性と環境保全の推進

私たちの生活は、きれいな空気や水、食料、薬の原料など、生物多様性の恵みによって支えられていますが、この生物の多様性は急速に失われています。

北九州市では、生物多様性の回復を目指すネイチャーポジティブに取り組むとともに、市民一人一人が自然を大切に思い、育むための取組を進めます。

また、環境のモニタリングを適切に行い、良好な環境の維持に取り組むとともに、事業者による化学物質や有害物質の適正な管理、処理を徹底します。

政策目標Ⅳ 環境国際ビジネス拠点化の推進

北九州市がこれまで取り組んできた環境・上下水道分野の国際協力を基盤として、企業への支援機能の強化や国内外との関係機関との連携、戦略的な広報などに取り組み、環境国際ビジネスの拠点化を目指します。

【「市民の力でまちの環境力を高める」と各政策目標の関係】

政策 目 標	I 脱炭素社会の実現	脱炭素電力の最大導入、工場の未利用熱の活用、水素拠点化、脱炭素ライフスタイルの推進 等
	II 循環経済システムの構築	ごみの減量リサイクル、北九州エコタウン、蓄電池のリサイクルシステム構築 等
	III 生物多様性と環境保全の推進	保全地域の拡大、自然の魅力の発信、環境アセスメント制度、大気等の監視測定 等
	IV 環境国際ビジネス拠点化の推進	企業と協働した海外ビジネス、帰国研修員や関係機関等とのネットワーク強化、戦略的広報 等

上記の政策目標を推進し、下支えする

「市民の力でまちの環境力を高める」… 政策目標推進の基盤であり、分野横断的取組

政策目標Ⅰ 脱炭素(カーボンニュートラル)社会の実現

1 政策目標の達成度を測る主な指標

指標名	現状値	目標値・令和12(2030)年度
市内の温室効果ガス排出量 (平成25(2013)年度比)	29.4%減 令和2(2020)年度	47%以上削減 ^{※7}
再生可能エネルギー導入量	436MW 令和2(2020)年度	1,400MW

2 基本施策

(1) エネルギーの脱炭素化

本市のポテンシャルを踏まえた太陽光発電や洋上風力発電の最大導入による脱炭素電力の安定した供給体制の構築に取り組みます。また、経済性の高い脱炭素電力の利用拡大や工場の未利用熱エネルギーの活用等により、市内産業の脱炭素化と競争力強化に繋がります。

また、産業・運輸部門など電化が困難な分野の脱炭素化のため、水素を原料にしたメタン合成による都市ガス導管注入の実証や、将来の大規模需要に備えた水素輸入など経済性の高い水素供給のための取組、市内で製造される副生水素・再エネ水素の利活用を促す取組など、水素の供給利活用拠点化を推進します。

(2) イノベーションの推進

産学官の連携強化に向けた脱炭素関連事業創出に繋がるプラットフォームの整備、国の制度の活用及び民間資金獲得に向けた伴走支援、人材育成・獲得プログラムを通じて、市内企業・研究機関等によるイノベーション創出を推進します。

(3) 脱炭素型ライフスタイルの推進

「脱炭素型ライフスタイル」への移行に向けて、「再エネ100%電力」の導入、省エネ・断熱性能を高めて再生可能エネルギーを利用する住宅(ZEH:ゼッチ)・建築物(ZEB:ゼブ)を、公共施設における率先実行や市の認定制度などを通じて推進します。また、市民・事業者自らが、脱炭素に貢献する製品・サービスなどを選択できるよう積極的に情報発信を行います。

(4) ゼロカーボンドライブや持続可能な公共交通ネットワーク等の推進

電気自動車をはじめとする次世代自動車等への転換を推進するとともに、乗換拠点など交通結節機能の強化や公共交通機関の利用促進を図ります。また、様々な交通手段を最適に組み合わせる予約から決済までを一括して提供する MaaS(マース)などの新たな移動システムの社会実装を見据えた取組を推進します。

政策目標Ⅱ 循環経済(サーキュラーエコノミー)システムの構築

1 政策目標の達成度を測る主な指標

指標名	現状値	目標値・令和12(2030)年度
市民1人一日あたりの家庭ごみの量	452g 令和4(2022)年度	420g以下
事業系ごみの量	162,292t 令和4(2022)年度	現状値から20%減
サーキュラーエコノミー関連 市内投資額	約10億円/年 令和4(2022)年度	30億円/年

2 基本施策

(1) 家庭ごみの減量リサイクルの推進

家庭ごみの減量リサイクルを推進するため、プラスチック資源の回収量向上に努めるとともに、リデュースの観点からフードドライブ活動の支援などを通じて食品ロス削減を推進します。あわせて、古紙などの資源化物のリサイクルを着実に実施します。

(2) 事業系ごみの減量リサイクルの推進

政令指定都市の中で最も多い事業系ごみの減量リサイクルを強力に推進するため、ごみ処理施設への違反ごみ対策やリサイクルへ誘導する仕組みづくりなど事業系ごみ対策を早急に検討し、実施します。

(3) 循環経済システムを支える基盤を活かした「地消・地循環」の推進

北九州エコタウンは、日本最大級のリサイクル産業の集積地です。

市内で消費された様々なものが、市内のリサイクル企業で再資源化され、再び新たなものづくりや市民生活に活かされる「地消・地循環」を推進していくことで、環境への負荷をさらに低減した循環型社会の構築を目指します。

(4) サーキュラーエコノミーの社会実装の推進

北九州エコタウンの更なる発展に向け、蓄電池やプラスチック、太陽光発電パネル、おむつ等のリサイクルシステムの構築など新たなビジネスの創出に取り組むとともに、地域に集積する製造業等の動脈産業にリサイクル材料を供給する動静脈連携を推進します。

政策目標Ⅲ 生物多様性と環境保全の推進

1 政策目標の達成度を測る主な指標

指標名	現状値	目標値・令和12(2030)年度
市域における保全地域の割合	29.5% 令和4(2022)年度	30% (約250haの増加)
環境基準の達成状況 ※光化学オキシダントを除く※8	環境基準達成 令和4(2022)年度	環境基準達成

2 基本施策

(1) 自然の適切な保全と回復

健全な生態系を回復させ、豊かな自然の恵みを取り戻すため、自然環境の現状や変化の把握に努め、企業が管理している区域など、民間等とも連携した保全地域の拡大、里地・里山の回復、希少野生動植物の保全及び特定外来生物の防除などに取り組みます。

(2) 自然を活用した多様な課題の解決

木や竹の適切な間伐による CO₂吸収源である森林の健全性維持、野生鳥獣との軋轢解消、間伐材のバイオマス利用の推進、企業と連携した自然再興事業の創出などを通じて、気候変動対策や循環経済システムの構築に貢献し、環境・経済・社会の課題解決に努めます。

(3) 自然を大切にする価値観の形成

北九州市の豊かな自然環境が市民一人一人の Well-being 向上につながり、また、人と生物多様性とのつながりを大切に思う価値観を形成するため、北九州市の自然の特徴や見どころを分かりやすく発信するとともに、イベントなどに取り組みます。

(4) 都市環境の保全

事業者が新たな開発や設備の更新を行うときは、環境アセスメント制度の運用や公害防止協定の締結などを通して、環境配慮を促します。

大気汚染や水質汚濁等の監視測定と測定地点の最適化、工場・事業場に対する監視・指導等を適切に行うとともに、土壌汚染に関する適切なりスク管理を推進し、都市環境の把握と維持向上に取り組みます。

(5) 化学物質や有害物質の適正管理、適正処理

水銀や残留性有機汚染物質等の化学物質・有害物質の適正な管理、処理を徹底するとともに、事業者による適切なりスクマネジメント及び周辺住民とのリスクコミュニケーションを促進します。

石綿等含有建築物の解体工事は、適正処理の確認や飛散防止を徹底します。

政策目標Ⅳ 環境国際ビジネス拠点化の推進

1 政策目標の達成度を測る主な指標

指標名	現状値	目標値・令和12(2030)年度
アジア地域における温室効果ガス 排出削減量(H25(2013)年度からの累計)	—	約1,400万t ^{*9}
環境国際ビジネス参入企業数 及び案件額(H22(2010)年度からの累計)	30社・約100億円 令和4(2022)年度	50社程度・約500億円
環境改善・脱炭素化に向けた国内外からの 研修員受入数(S55(1980)年度からの累計)	10,499人 令和4(2022)年度	12,500人

2 基本施策

(1) 企業への支援機能の強化

スタートアップ支援や国内企業の市内への集積等を通じ、環境国際ビジネス参入企業の拡大を図り、途上国の脱炭素や環境改善に貢献する新規プロジェクトに取り組めます。加えて、市内に新たに進出・投資した企業と環境技術を持つ市内企業が協働で海外展開を図るような新たなビジネスの創出にも取り組めます。

また、海外に精通する人材の確保や多様な活動資金などをはじめとして、市内企業の海外展開に向けた経営資源の確保を支援します。

(2) 環境国際協力の基盤強化

これまでの海外からの研修員の受入や技術者の海外派遣に加え、北九州市に滞在経験のある帰国研修員とのビジネスネットワークの構築、インド等東南アジア以外への対象拡大、環境姉妹都市等との関係深化などに取り組めます。

(3) 国内外の関係機関等との連携

これまでの環境国際分野の実績を活かし、JICA や世界銀行など政府系機関や国際機関と連携した投資家・専門家等の招聘、海外の関連企業との連携、大学・NPO等の連携等に取り組めます。

(4) 戦略的な広報の推進

様々な媒体を活用した投資家・企業向けの情報発信や、海外の環境行政分野のハイレベル人材へのPR、環境国際関連会議への参加などを通じて、海外から北九州市への投資の呼び込みを図ります。

(5) アジアカーボンニュートラルセンターの機能・体質強化

平成22(2010)年に、アジア地域の脱炭素化を通じて、地域経済の活性化を図る中核組織として開設したアジアカーボンニュートラルセンター(市、KITA、IGES)について、新興国の急速な経済成長など急激な状況変化に柔軟かつ迅速に対応できるよう、センターの機能や体質の強化を図ります。

※1 **「環境首都グランド・デザイン」:**

平成16(2004)年度に、世界の環境首都の創造に向け、市民、NPO、企業など様々な立場の人々から出された1,000件を超える意見、提案をもとに取りまとめられた北九州市の環境行動指針。

※2 **循環経済(サーキュラーエコノミー):**

従来のごみの減量化や再資源化の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を図って循環型社会の形成を目指す経済のありかた。

※3 **持続可能なライフスタイル:**

持続可能な社会の実現に向けて、生活の質を満たしつつ環境負荷の低減に取り組む生活様式。

※4 **ウォークアブルなまち:**

居心地がよく歩きたくなるようなまちのこと。

※5 **Well-being**

身体的・精神的・社会的に良好な状態にあり、高い生活の質にあること。環境政策の究極の目標ともされる。

※6 **市民:**

このタイトルでは、市民、事業者、NPOなどの団体、学校、行政など、北九州市に関わるあらゆる主体を総称して市民としている。

※7 **47%以上削減:**

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の報告書では2035年までに2019年比60%削減が必要であると指摘されており、今後、国の目標見直しの動向等を注視していく。

※8 **光化学オキシダントを除く**

大陸や他地域、気象条件等の影響を受けやすいため指標から除く。

※9 **約1,400万t:**

平成25(2013)年度の北九州市内の温室効果ガス排出量(1,835万t)の75%に相当。